

第3章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、性格かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第10条 当法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置として、次に掲げる適切な措置を講じる。**この場合において個人データには、個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。**

第4章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第15条 当法人は (中略) 報告する。

(1)

(2)

(3)不正の目的をもって行われたおそれがある個人データ**(法人が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む)**の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

解釈(ガイドラインより)

「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」(以下「不正行為」という。)の主体には、第三者のみならず、従業員も含まれる。また、不正行為の相手方である「当該個人情報取扱事業者」には、当該個人情報取扱事業者が第三者に個人データの取扱いを委託している場合における当該第三者(委託先)及び当該個人情報取扱事業者が個人データを取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。」